

愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金

申請要領

【申請受付期間】

令和7年9月11日（木）～令和8年1月30日（金）

- ※ WEB申請又は郵送により申請してください。（持参不可）
- ※ **1施設につき1回限り**です。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

【お問合せ先】

愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金
コールセンター
TEL：0120-300-404
午前9時～午後5時（土日祝日除く）

【提出先】

<WEB申請の場合>

次の方法により専用ページにアクセスして申請

- ① 愛媛県ホームページ「愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金の申請について」にアクセス
(URL：<https://www.pref.ehime.jp/page/120634.html>)
- ② 次に、4.申請方法の「WEB申請はこちら」<外部リンク> をクリック

<郵送の場合>

〒790-0011
愛媛県松山市千舟町四丁目4番地3 松山MCビル3階
「愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金」
事務局 宛

【業務委託】

申請に係る受付、審査、支払、コールセンター運営業務は、日本トータルテレマーケティング株式会社に委託して実施します。

愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金（以下「支給金」という。）は、愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるため、医療施設等（以下「施設」という。）を対象として、支給金を支給するものです。

2 支給対象施設

1 対象施設

支給金の対象施設は、次のいずれにも該当する施設とします。

- (1) 所在地が愛媛県内にあり、申請日時点で運営中の別表第1に掲げる施設
- (2) 令和7年3月31日時点で診療報酬のベースアップ評価料を届け出ている施設

2 対象外施設

次のいずれかに該当する者が設置する施設

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 県税に未納がある者

3 支給額

別表第1に基づき算出した額を支給します。

ただし、別表第2に掲げる給付金の支給対象となる取組に係る費用が別表第1に基づき算出した額を下回る場合には、支給対象となる取組に係る費用を支給額とします。

また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

4 申請手続

1 受付期間

令和7年9月11日（木）～令和8年1月30日（金）

WEB申請の場合：令和8年1月30日17時までの受付

郵送の場合：令和8年1月30日の消印有効

2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	支給要綱様式 第1号	愛媛県医療施設等 生産性向上・職場環 境整備等支援事業 申請書	<ul style="list-style-type: none"> 提出方法はWEB申請又は郵送に限ります。 振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。 必ず申請者名義の口座を指定してください。 (※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。)
②	様式第1号別 紙	愛媛県医療施設等 生産性向上・職場環 境整備等支援事業 実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> 「病院及び有床診療所」と「無床診療所及び訪問看護ステーション」用の2種類の様式があります。 4床以下の有床診療所は「無床診療所及び訪問看護ステーション」用の様式を使用してください。
③	—	振込先がわかる書 類(預金通帳等)の 写し	<ul style="list-style-type: none"> 通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。 WEB申請での提出の場合は、画像データによる提出可

※申請書様式は、愛媛県ホームページ

(URL:<https://www.pref.ehime.jp/page/120634.html>) からダウンロードしてください。

3 提出先・提出方法

WEB申請又は郵送により、次の宛先まで提出してください(持参不可)。

なお、WEB申請による提出の場合は、申請書の押印を省略できます。

【WEB申請の場合】※押印不要

次の方法により専用ページにアクセスして申請

- ①愛媛県ホームページ「愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金の申請について」(URL:<https://www.pref.ehime.jp/page/120634.html>) にアクセス
- ②次に、4.申請方法の「WEB申請はこちら」<外部リンク>をクリック

【郵送の場合】※押印必要

(提出先) 〒790-0011

愛媛県松山市千舟町四丁目4番地3 松山MCビル3階

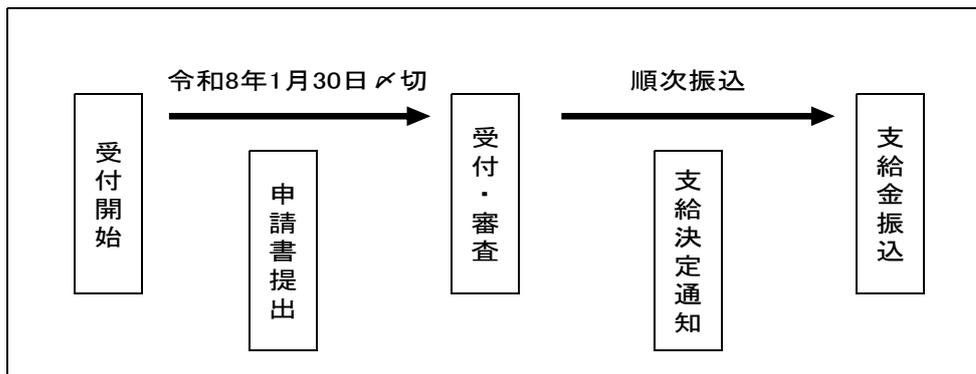
「愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金」事務局 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、支給金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

- ・申請は、1施設につき1回限りです。

5 その他

- 1 支給金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給金の支給決定の全部又は一部を取り消し、支給金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、支給金支給業務以外に使用することはありません。

別表第1：給付金の額

区分	対象施設	支給単価（上限額）
①	病院、有床診療所	許可病床1病床につき 40,000円（※1）
②	無床診療所、訪問看護ステーション	1施設につき 180,000円

※1 病床数を乗じて算出した額が180,000円未満の場合は180,000円とします。

別表第2：対象となる取組み

区分	取組種別	具体例
①	ICT機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
②	タスクシフト/シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
③	給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善